THE SUGGESTION
THE SUGGESTION

提言

中小企業組合総合研究所機関紙
10月1日
第189号（2021年）

発行所
一般社団法人 中小企業組合総合研究所
〒533-0032 大阪市東淀川区淡路3-6-31 協同会館アソシエ2F
電話 06-6328-5577　FAX 06-6328-5588
URL http://www.kumiaisouken.com/

提言・約束事

1. 基本的には読者参加型の提言新聞とします。併せてニュース解説や話題を提供します。
2. 投稿の場合、社会規範に反するものは受付けません。原稿掲載はスペース等の関係もあり編集者の判断にお任せ下さい。

「共同テーブル」がキックオフシンポジウム
戦争にしっかり反対できる野党を

8月28日、星稜会館ホール（東京都千代田区）で、「共同テーブル」が主催するキックオフシンポジウム「いのちの安全保障を考える」が開かれた。当初シンポジウムは来場者を迎えての開催予定だったが、コロナの感染拡大状況を鑑み、急遽無観客（知らずに来た人のみ入場）での開催となった。併せて動画共有サービスのYouTubeでも同時配信が行なわれた。「共同テーブル」は、「いのちの安全保障確立に向けて非正規社会からの脱却を目指す」ことを理念として本年7月に立ち上げられ、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部の武建一・執行委員長も発起人に名前を連ねる。





中央大学名誉教授　植野 妙実 氏

今、行なわれているコロナ対策にしても、アフガンでの事にしても、これらは全て憲法改正の言い訳に使われる可能性のある事柄です。「国家緊急権についての条項が無いからコロナ対策が十分にできない」とか「アフガンで救出が出来ないのは軍が無いからだ」とか、そう言い訳をすることが、憲法改正の正当化に使われる、それは絶対に許してはいけないと思います。

憲法というのは、人権保障をするという非常に重要な役割と同時に、色々な機関が抑制しあう権力分立という事があります。しかし議院内閣制というのは、どうしても議会の中の多数派と内閣とが結び付きやすい。そういう下では、なかなか政府の力を規制するという事が難しいのです。でもその中でも、きちっと裁判所が判断をしたり、国会が判断をしたりする事によって、規制をし、正しい道に導いていけるようにする事が出来る仕組みは日本国憲法の中にも沢山あります。

ジャーナリスト 和光大学名誉教授　竹信 三恵子 氏



「非正規という言葉も無くします」と誰かが言っていましたが、その結果、全て非正規みたいな働き方にしてしまうのですね。確かに非正規は無くなりますよね。だけど非正規の酷さは無くなっていません。

元々、女性が酷い労働条件になったのは、「夫がいるからセイフティーネットが無くても大丈夫だろう」と皆がそれで行っちゃった労働条件なんですよね。それが企業にも都合がいいですから、男性にもどんどん適用されていったという経緯を辿るわけです。ですから女性だけの問題ではないのです。

私たちは、どんな属性の人でもきちんと生存権を守って、生きて行けるような社会にしていくために、出来るものから順番にやって行くようなロードマップを描ける政権が欲しいとまず言い、あなた方はそのために何が出来るのですかと政党にむしろ聞きたいです。

沖縄平和運動センター議長　山城 博治 氏



米国バイデン政権が誕生してからというもの、にわかに中国脅威論が喧伝され、日本国内でも政府や自衛隊当局者からの声高なプロパガンダに牽引されて、中国の脅威に対抗するのは当然と言わんばかりの不穏な空気が満ち溢れています。

沖縄でも、辺野古新基地建設問題に隠れるように、あまり報道されてこなかった先島諸島での自衛隊基地建設問題が、この中国脅威論と絡められ報道されるようになりました。これまでは尖閣諸島防衛のためと説明されてきた島々の軍事基地建設が、実は米国が台湾問題に対応するための動きだという事が徐々に明らかになってきました。

沖縄がまた戦場になる。76年前と同様にまた国防の盾にされる。沖縄県民は政府の無謀な戦争政策で一度ならず二度まで玉砕を求められるというのでしょうか。断じて許しがたい事態が進行しています。

講談師　神田 香織 氏



私は菅さんの記者会見を見ると、その次の日、具合が悪くなります。もう講談師として、ああゆう不完全な、心のこもっていない話し方は許せないです。

つい先日の朝日新聞の夕刊に、ベラルーシの作家スヴェトラーナ・アレクシエーヴィッチのメッセージが書いてありました。「スヴェトラーナ・アレクシエーヴィッチのチェルノブイリの祈り」という講談を私はやっておりまして、本人とも会ったことがあるのですが、凄くうれしかったという言葉です。「民主主義を侵害するもの、第二次世界大戦以降に積み上げられてきたものを破壊しようとするものに、私たち作家は一つの拳となって反撃しなければならない」。国会を開かない菅首相もこの民主主義の侵害者の一人でございます。作家も一つの拳となりますが、私たちも一つの拳となって反撃いたしましょう。

共同テーブルの趣旨と目指すもの
発起人代表　評論家　佐高 信 氏



以前、何かの集会で「オリンピックを止められないなら、戦争も止められないのではないか」と話をしたら、あとで参加者から「ドキッとした」と言われた。でも、それが私の今の実感だ。

その五輪に最初からきちっと反対する野党がいたのかという事を考えた時に、やはりもっと重心の低い野党が必要、あるいは野党に重心を低くさせることが必要だ。「五輪をやって良かった」という方向になってきているが、そういう状況の中でも「五輪はやるべきではなかった」と、きちっと主張する野党が必要だと思う。

常に誰にとってのオリンピックであり、誰にとっての戦争なのかという事を、いのちの安全保障という観点から問い返していく、そういう重心の低い野党というものを私たちはきちっと作って行かないと、コロナにも負けるし、戦争も始められるかもしれない。

季折々
四 10月は8番目？

英語で10月は「オクトーバー（October）」。「Oct.」という接頭辞は「8」を意味し、オクトパス（8本足）やオクタブ（8音）、オクタゴン（8角形）など、「8」に関係するものにつく。「オクトーバー」とはラテン語で「8番目の月」という意味だ。8番目の月であるはずの「オクトーバー」がなぜ10月なのか？

諸説あるが、紀元前8世紀頃のローマで使われていた暦では、現在で言う3月が一年の始まりだった。当時は主な産業が農業であり、農作業が始まる春を一年の始まりとしたためと言われている。月数も10カ月だったが、これは畑仕事のない季節に日付は必要なかったためらしい。そして3月から数えて8番目の月を「オクトーバー」と名付けた。

ところが、冬に全く暦がないのも不便だということになり、紀元前713年に改暦が行なわれ、10月の後に2ヶ月を加えて一年を12ヶ月とした。その後の紀元前153年、従来の11月を1月とする順序変更が行なわれ、従来の3月以降は2か月ずつ後送りとなり、8月だった「オクトーバー」も10月になった。

月についての話をもう一つ。今月18日（旧暦の9月13日）に見える月は「十三夜」と言い、一年の中でも中秋の名月（今年は9月21日）に続いて月が美しく見えると言われている。たまにはスマホを置いて、夜空を見上げてみてはいかがだろうか。

（H）

地域アソシエーションの芽(29)

京都大学名誉教授
国際経済労働研究所所長　本山美彦

政界を牛耳った大阪新興財閥（大正～昭和）の足あと(20)

甲南中学の設立


大谷光瑞
（1876–1948）

甲南中学の設立に大阪財界が乗り出したのは、1918年であった。1918年時点での神戸の地域では、公立では、兵庫県立第1から第4中学、神戸市立第1中学、私立では1918年に創立された滝川中学の6校しかなかった。完全なエリート養成の中学校に新規に割り込もうとするのは、大きな政治力がないかぎり無謀な試みであった。ちなみに灘中の認可は、1927年とかなり遅かった。

学校の建設地は本山村岡本（現在の神戸市東灘区岡本）の二楽荘（にらくそう）山麓と決まった。

二楽荘は、西本願寺22世法主・大谷光瑞が建設した別邸である。1909年に竣工したが、数年後には閉鎖され、1932年に焼失した。「二楽」とは「山水を楽しみ、育英を楽しむ」の意味とされる。山水とは現在の岡本梅林山の西山麓に位置する風光明媚な山林と六甲の花崗岩をくぐる硬水の湧き水のことである。育英とは現在の崇徳学園の前身である武庫仏教中学の教育のことである。

大谷光瑞は、1902年に現在の須磨離宮公園の地を買い上げ、3万3千坪もある敷地に、庭園・温室・毛氈花壇・テニスコート等と広大な平屋の日本建築と2階建の洋風建築からなる月見山別邸を1904年に落成させた。

1907年、宮内庁が武庫離宮建設のため買い取り、その代替地として光瑞に与えられたのが、兵庫県武庫郡本山村（現・神戸市東灘区本山）の村有であった通称「岡本山」である。

1909年に二楽荘本館が竣工した。総面積24万6千坪を数える広大な邸宅は、山麓を階段状に削り、山麓の下段には、武庫仏教中学（1911年開校）の校舎、中段には二楽荘本館、上段の山頂には白亜殿の含秀居（がんしゅうきょ）などが配置された。各施設をつなぐ3本のケーブルカーが設置された。

1914年3月、第三次大谷探検隊（※）をはじめとする教団事業の出費がかさみ、大谷家の負債が表面化する。二楽荘と武庫仏教中学が閉鎖され、大谷光瑞は西本願寺住職・浄土真宗本願寺派管長を辞任した。そして、二楽荘は、久原房之助に売却された。その額は、二楽荘の建築、地所、美術品一切を含んで16万円とも21万円とも言われている。


神戸市東灘区岡本の山麓に建設された二楽荘（現存せず）

1918年、二楽荘山裾の増田太郎右衛門（本山村長）の所有地に甲南学園による私立甲南中学校の設立計画が具体化された。学園は、中学の仮校舎の一部として、武庫仏教中学の付属施設の部材を転用し、移築する承諾を久原房之助から取り付けた。また、同中学の講堂も久原から譲り受け、校長室、事務室、会議室などに利用された。この武庫中学の講堂では、学園最初の入学式が1919年4月に行われた。以後、久原房之助は学園の創立委員、理事となり、二楽荘を学園に提供する意志を表明したが、結局立ち消えとなった。設立当時の甲南中学の辺りには山裾に沿って昔からの民家がまばらに建ち、建設地から海岸の村落までの間は、東海道線が一筋走っているだけであった。

甲南中学は、海運業者の河内研太郎、安宅商会の安宅弥吉、山下汽船の山下亀三郎（かめさぶろう、1867～1944年）、岩井産業の岩井勝次郎、久原房之助から高額の寄付金を得た。

認可されてすぐの1919年4月、入学試験が実施され、124人の受験者中60人が合格したが、25人のみが入学した。授業料は年額50円（現在価値で約25万円）と決められた。初年度の教員は校長を含めて7人で、付属小学校からの進学者（30人）と外部からの入学者（25人）の計55人を、2クラスに分け、1クラスは以後、30人を原則とした。


中国・内モンゴルを行く大谷探検隊

※**大谷探検隊**　20世紀初頭に浄土真宗本願寺派第22代法主・大谷光瑞が、中央アジアに派遣した学術探検隊。1902年から1914年の間に3次にわたって行なわれ、シルクロード研究上の貴重な業績を挙げた。

甲南高校の開設

中学創設後、平生釟三郎は、甲南中学を母体として7年一貫教育の高等学校を設立する準備を進めた。しかし、1920年の戦後恐慌発生により資金提供者の久原が破産、平生や伊藤忠兵衛も自身が経営する企業の業績悪化で、窮地に立たされることとなった。しかし、平生は新たに三菱財閥3代目の岩崎久弥（1865～1955年）、野村徳七らの援助を得ることでこの危機を乗り切り、1923年初めに認可を得て、旧制中学相当の尋常科4年、大学予科相当の文科・理科よりなる高等科3年の甲南高等学校を開校した。この際、甲南小学校から甲南高等学校尋常科への進学は入学試験が免除となった。

1926年4月には私立高等学校のトップを切って第1回卒業式が行なわれ、43名が卒業した。しかし、東京帝大への進学を希望する甲南高校の生徒について、東京帝大は、当初「私立学校出身者の受験は前例がない」として甲南高校出身者を門前払いしようとした。校長の粘り強い直接交渉によって、漸く、受験が認められた。

少人数教育がたたり、生徒1人当たり100円（現在価値で約50万円）の年間授業料を徴収しても経常費が賄えない苦しい状態が続いた。しかし、100円という授業料は高額すぎた。当然、甲南生の出身家庭は高額な授業料を拠出できる層に限定されるようになってしまった。1938年の調査では出身家庭の富裕度が全旧制高校中、トップとなっていた。

社会資本政策研究会
〒533-0032 大阪市東淀川区淡路三―六―三一 協同会館アソシエ1階
電　話（〇六）四八六二―四〇二二
ＦＡＸ（〇六）四八六二―四〇二三

渡辺千賀子
アソシエ後援会
〒533-0032 大阪市東淀川区淡路三―六―三一
電　話（〇六）四八六二―四〇二二
ＦＡＸ（〇六）四八六二―四〇二三

サンセイ生コンクリート株式会社
代表取締役　稲村義昭
〒651-1412 兵庫県西宮市山口町下山口一六五一―一
電　話（〇七八）九〇四―三六九一
ＦＡＸ（〇七八）九〇四―二一〇七

関西生コン関連経営者会

関連団体を支援する会
ＫＵ

急察緊考

「疑似政権交代」から衆院選本番へ

元衆議院議員 服部良一

始まり、オリンピックありきの、人のいのちを軽く見る姿勢が、最後には爆発的な感染拡大と医療崩壊の現実を招来し、政権の破綻につながった。象徴的だったのは、医療崩壊で自宅療養が急増し、自宅で亡くなる人が出ている中で、「明かりははっきり見え始めています」と8月25日の記者会見で語ったことである。私はたまたまテレビでその発言を聞き、一瞬耳を疑った。あまりにも国民・市民の感覚とずれている。支持率が30％を割ったのも当然であろう。菅首相の顔では選挙に勝てない焦りが与党を覆った。最後は二階幹事長切り、党の三役人事に踏み込み、総裁選前の衆院選解散を打ち出すと、与党内から総スカン、策士が策に溺れて自滅したのである。

在任1年の菅政権であったが、安倍首相に比して国家観がないと言われながら、国家統制強化の「実績」は触れておきたい。安倍政権が経産官僚政権と言われたのに比べ、菅政権は警察官僚政権とも言われた。今後デジタル庁という利便性を装いながら、急速に個人情報の管理を強化してくるのを警戒しなければならない。マイナンバーカードを普及させ、様々な個人情報を紐付けしていくことは明らかだ。重要土地調査規制法は、沖縄・南西諸島をターゲットに台湾有事を睨んだ治安弾圧立法と言える。反基地運動への明らかな介入・抑止策である。鹿児島県馬毛島を軍事要塞にするために45億円の土地を160億円で購入、そのゴーサインを出したのも当時の菅官房長官と言われる。アトキンソン氏をブレーンに、コロナ禍にあっても中小企業の淘汰を画策していたとも言われる。感情を出さずに冷徹に国家主義を進めてきた政治家でもあった。

突然の菅首相退陣

9月に入ると政治が大きく動いた。9月末、自民党総裁選を前に、衆議院の解散・総選挙で一定の成果を得て本格的長期政権を夢見ていた策士菅首相が、万策尽きて政権を投げ出した。9月3日、次期自民党総裁選に出馬しないことを表明した。現在は総裁選の真っ最中、読者の手にこの会報が届くころには新しい総裁が決まり、10月4日の臨時国会で総理大臣も決まっていることであろう。



菅首相が総裁選不出馬を表明したニュースを映す街頭モニター

菅政権の退陣表明を受けて総理大臣になったのはちょうど一年前、就任したのが9月16日である。安倍政権の官房長官として長年勤めてきたことを考えると、安倍―菅政権がようやく幕を閉じようとしている。

菅政権の失速の原因は明らかだ。コロナ禍対策の迷走ぶりに国民・市民の不信があふれ、怒りが充満した。ここでは細かな経過は述べないが、GoToキャンペーンへの執着に安倍―菅政権をリセットしたかの様相である。ひとり自民党内の「コップの嵐」なのだが、あたかも次世代の日本の指導者を選ぶ選挙のように演出させられている。自民党の総裁が事実上次期総理になるわけだからマスコミの報道が過熱するのもわかるが、与党は国会も開かず、与野党の論戦もせず、総裁選での政策論議や人物評価に国民の関心を引き付け、あたかも疑似的な「政権交代」を醸し出しているのである。そこには差し迫ったコロナ・医療対策はもちろん、森友・加計・桜・河井の疑惑解明や、日本学術会議任命拒否、オリンピックの膨大な無駄使い、アフガン撤退問題など、国内外の山積する問題への議論もない。政権にとって都合の悪いことはこの際忘れてくれと言わんばかりである。

4人の主張が結構バラバラで、つい論評したくもなるわけだが、それも敵の術策にはまることになると苦笑しながら、論評している間もなく、あと数日で次期総裁は決まってしまう。事実上任期が終わっている菅総理を、アメリカが米豪印日4カ国の枠組み「クアッド」首脳会談に招へいするのには大きな違和感を持つが、所詮誰がなってもアメリカ追随は不変だと思っている証左であろう。

10月4日には臨時国会が招集され、首班指名が行なわれ、新しい総理になる。組閣後所信表明演説が8日、11～13日に代表質問があり、その後解散、総選挙日程は11月7日か14日ではないかと言われている。自民党の支持率を回復し、総選挙での勝利を描く劇場だ。

「疑似政権交代」の総裁選

9月17日スタートした自民党総裁選、4人の候補が争っているが、それぞれ安倍―菅政権を中枢で支えてきた同罪者であるにも関わらず、すっかり安倍―菅政権をリセットしたかの様相である。ひとり自民党内の「コップの嵐」なのだが、あたかも次世代の日本の指導者を選ぶ選挙のように演出させられている。自民党の総裁が事実上次期総理になるわけだからマスコミの報道が過熱するのもわかるが、与党は国会も開かず、与野党の論戦もせず、総裁選での政策論議や人物評価に国民の関心を引き付け、あたかも疑似的な「政権交代」を醸し出しているのである。そこには差し迫ったコロナ・医療対策はもちろん、森友・加計・桜・河井の疑惑解明や、日本学術会議任命拒否、オリンピックの膨大な無駄使い、アフガン撤退問題など、国内外の山積する問題への議論もない。政権にとって都合の悪いことはこの際忘れてくれと言わんばかりである。

野党4党、「共通政策」合意へ

菅首相の退陣表明から5日後の9月8日、野党4党代表が市民連合の提案する政策案に合意しサインした。立憲民主党・日本共産党・社会民主党・れいわ新選組の4党が参加し、国民民主党は欠席し、協定は結ばないことを表明した。共産党との連携はせず「中道保守」を目指すとし、共通政策にも原発問題や辺野古中止など、内容的にも合意ができないと言う。しかし4党がこのタイミングで合意したことの意味は大きい。同じ政策に合意した政党が選挙区で乱立することはおかしい訳で、今後本格的に選挙区調整が進むと思われるし、進めていかなければならない。


4野党で共通政策合意。左から社民党・福島瑞穂党首、共産党・志位和夫委員長、立憲民主党・枝野幸男代表、れいわ新選組・山本太郎代表

「共同テーブル」が問いかけるもの

社民党は「生存のための政権交代」を掲げている。「公」の役割を極小化し、医療や社会福祉を削減してきた自公政権に対して、いのちとくらしを守るためには政権交代が必要だということを訴えて行く。立憲野党の共通政策でもある。

自公新政権の政策は、次期総理が決まり、正式には10月8日に予定されている所信を聞かなければならないが、野党として明確な対抗軸、対抗政策を打ち出して、有権者に選択を求めていくことになる。うそ忖度の政治から決別できるか、新自由主義政策からの転換ができるか、日米同盟強化でなくアジア平和外交を展開できるか、大きな分岐点を問う選挙となるであろう。自民党内の覇権争いや小池新党（？）など、補完勢力の動向など波乱要素も含みながら、政局の流動化の動きにも注視していかなければならない。

去る8月28日、東京の星稜会館で「いのちの安全保障を考える」という「共同テーブル」からの提案集会がもたれ、事実上の出発集会となった。完全オンライン集会であるにも関わらず、会場にも100人詰めかけ、総勢500人が視聴する反響ぶりであった。

「共同テーブル」が出発したきっかけは、社民党が2月の全国代表者会議で「基本政策が一致するリベラル・革新の、多くの政党・政治団体・市民団体と日本の政治を変えるためにネットワークを強化する」とし、来年22年の参院選を「統一名簿で戦う」、「この趣旨に賛同する政党・政治団体と共同し、学者・文化人・弁護士などの協力を得、市民に開かれた共通のテーブルを作る」としたが、この提案に佐高信さんなどが賛同、26人の発起人によって発足したものである。発起人を代表して佐高さんが「いのちの安全保障確立のために―非正規社会脱却宣言―」を発信し、すでに賛同者は200人以上に上っている。



「共同テーブル」発足の記者会見（8月18日）

今の日本の政治に失望する様々な声がある。26人の発起人にも様々な主張があるわけだが、私から見て共通していると感じるのは、保守リベラル政党宣言した立憲民主党はじめ、野党の政策や方向性への懸念や、二大保守政党政治に収れんされる米国型政治への拒否感、社民主義を選択肢としてしっかり日本に残して欲しいという願望などが入り交ざっているように感じる。第一野党の立憲民主党が「日米同盟主軸」路線に舵を切るならば、沖縄をはじめ反基地運動してきた住民運動や市民運動には失望感が広がるのは当然だ。だからこそ日本にしっかりした政治勢力の登場が望まれるのではないかと思う。「共同テーブル」がそうした日本の政治に「喝」を入れる存在になって欲しいと今後に期待するものである。

コロナ禍は緊急事態か？

どさくさに紛れて憲法改悪を企む

現在、首都圏など19都道府県に発出されている緊急事態宣言。当初8月22日に解除ということであったが、2度延長され9月30日にようやく解除される見込みだ。2021年に入って、緊急事態宣言の発令、延期、再発令が繰り返され、東京では「緊急事態宣言」あるいは「まん延防止等重点措置」の適用期間以外の普通の日はたった28日しかない。

本年1月8日からの2回目の緊急事態宣言の発令を前に、菅義偉首相（当時）は「1カ月後には必ず事態を改善させる」と力強く発言したが、結局3月半ばまで2か月半にわたって続いた。4月25日からの3回目の緊急事態宣言の発令の前には「ゴールデンウイークの機会を捉え、短期間に集中して感染を抑え込む」と強調したが、結局7月末まで約3ヵ月続いた。7月12日から始まった4回目の緊急事態宣言時には「ワクチン接種によってかつての日常を取り戻すことができる」と菅総理は国民に理解を求めたが、ワクチン接種率が国民半数を超えても「かつての日常」は戻らず、もはや緊急事態が日常化している。



改憲への取り組みをアピールした菅首相

改憲をアピール

そんな中、憲法記念日の5月3日に菅首相は改憲派の集会に自民党総裁としてビデオメッセージを寄せ、新型コロナウイルスの感染拡大に触れ、大災害などの時に内閣が国民の権利を一時的に制限する「緊急事態条項」に関し「極めて重く大切な課題」と語った。その上で、緊急事態条項や憲法9条への自衛隊明記を含む自民党「改憲4項目」の実現をめざす考えを示した。続けて「新型コロナ対応で緊急事態への備えに関心が高まっている」とし「大地震等の緊急時に国民の命と安全を守るため、国家や国民がどのような役割を果たすか、憲法にどう位置づけるかは極めて重く、大切な課題だ」と訴えた。衆院選への危機管理や改憲に取り組む姿勢をアピールするためだが、政府・自民党にはなかなか効果が出ない感染対策へのもどかしさもあるようだ。

コロナ禍は憲法の緊急事態なのか



下村政調会長

同集会には自民党の下村博文・政務調査会長もメッセージを寄せており、憲法改正の重要な一つとして緊急事態条項を作る事を訴えた。その中で「感染症も緊急事態の対象に加えるべきだ」と言い「今回のコロナ禍のピンチをチャンスとして捉えるべきだ」と発言した。

緊急事態条項というのは、国が大変な事になった時に私権を制限できるという条項である。憲法では私権は制限してはならないとなっている。それ故、現在のようなコロナが感染拡大している時も、国や自治体は基本的には「営業自粛」や「外出自粛」「酒類提供の自粛」など、「お願い」という形をとる。これが外国で行なっているようなロックダウンになると、営業停止命令や外出禁止命令という大きな私権制限となる。現在の「お願い」よりも厳しい行動制限を求めるとなると法的根拠が必要になる。行政の行なうことには、すべて法的根拠が必要であり、すべての法律は憲法に合致している必要がある。「現在の日本の法律ではこの私権の制限ができないからコロナの感染拡大を招いた。だから私権制限が可能なように緊急事態条項を作るべきだ」というのが下村氏の意見だ。

現行憲法でも対応可

少し憲法を学んだ人なら分かるが、公的な目的のために個人の財産権を制限することは現行憲法でも可能だ。憲法29条には「財産権はこれを侵してはならない」とある。もし感染拡大を防止するために「営業停止」（営業停止により財産権を侵害）といった措置を講じるべきとなった場合には、この憲法第29条を根拠とすることになると思われる。そして憲法29条の第3項には「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」とある。つまり、第29条第3項を根拠とすれば、正当な補償を前提として、個人の財産権を一定程度制限することも可能であるという事だ。

ただしその場合に、正当な補償とは何かという事が問題となってくる。例えば、道路などの社会資本を整備する場合に、私有地を収用する事があるが、この場合、一般的には路線価など公的に定められた土地の価格を基準とする。しかし営業停止に対する「正当な補償」となると、前年の売り上げなのか、利益なのか、あるいは固定経費を補填すべきなのかなど、様々な考え方が出てくるが、今の国がやっている自粛レベルの協力金は正当な補償からは程遠い。

緊急事態とは？

緊急事態条項でいう「緊急事態」というのは、昨年来の「緊急事態宣言」の「緊急事態」とは大きく異なる。多くの憲法学者も言っているが、国の独立が脅かされるような事態、つまり外国が攻めてきてその国の独立そのものが脅かされる、いわゆる有事という事である。ただ、外国が攻めてきて日本の主権が脅かされる事態と、コロナウイルスが蔓延して終息の見通しも立っていない事を同一レベルで見るというのは非常に危険なのではないか。もしコロナと有事を同一視するのなら、緊急事態は今後いくらでも拡大解釈されて私権制限される恐れがあるのではないか。今は確かに一種の危機ではあるが、憲法秩序が破壊されるような状況だとは言えない。



また、現状の緊急事態宣言の乱発ぶりを見れば明らかなように、政府が緊急事態条項を濫用し、再び「国家の暴走」が始まるのではないかという懸念は拭えない。私権の制限につながること、政府に一時的にせよ大きな権限を与えること、などの危険性を懸念し、弁護士や学者の方々、多くの野党には根強い反対論がある。

憲法改正と緊急事態条項が選挙の争点に

8月1日に全国知事会があり、コロナ対策として欧米で行なっているような私権制限を伴うような強い政策、いわゆるロックダウンを行なうよう知事会として国に提言した。これを受けて加藤官房長官は翌日の会見で「海外でしている強制的な措置は日本ではできない事になっている」と述べた。これは従前の自民党がずっと言っていたことだが、下村氏が記者団に「今回のコロナのような感染症がいつ流行るか分からないという事を考えると、憲法改正を国会で議論しないといけない」と言い出した。

憲法に不備があるわけではない

緊急事態条項は「大災害や武力攻撃などによって国家の秩序などが脅かされる状況に陥った場合、政府などの一部機関に大幅な権限を与えたり、人権保障を停止したりする非常措置をとる」となっている。法律というのは「など」を入れておけば後は幾らでも拡大解釈できるものだ。この緊急事態条項の問題点は、緊急時の国家権力をどこまで認めるかという事である。自民党の草案では、首相が緊急事態だと言えば、国会の承認を得ずに発令できる。国会の承認は後付けでいいとなっている。つまり、この強い私権制限を伴う緊急事態条項が発令されるという手続きに対して歯止めが無い可能性があるわけだ。そうなった時に国家権力の行き過ぎをどうやって止めるかという問題がある。

そして、緊急事態が発令されると、内閣は国会を開いて法律を作らなくても、内閣だけで勝手に法律と同等の効力がある政令を出せばだせばいくらでも私権制限が出来るという事がある。

例えば衆院が解散していても、緊急時には内閣は参議院に緊急集会を求めることができ、緊急集会が国会の代わりを果たせる。このことにより予算や法律への対応も可能になるのであるから、わざわざ憲法改正する必要はない。

また近年多発する集中豪雨や地震などに対しても、災害対策基本法など緊急事態に備える法律はすでに整備されており、それらの法律の運用で十分に対応できるにもかかわらず、なぜ憲法を改正する必要があるのか。憲法に緊急事態条項を入れなくても、必要とあれば法律を改正したり、新たな法律を作るなどで十分に対応ができる。それにもかかわらず、コロナ対策のために野党が国会召集を呼びかけても一向に応じず、すべき事をせずに「緊急事態条項があれば収束できた」というのはあまりに身勝手ではなかろうか。必要な対策を打てないのは政府の政治判断が原因だ。それを憲法に押し付けるのは許されることではない。

【税を知る】シリーズ 古代の税金 租庸調とは？

現在では当たり前なこととして、国民は税金を納めている。以前、このシリーズでも江戸時代の税金事情について取り上げた事があったが、今回は、1300年以上前に課されていた「租庸調（そようちょう）」という税金について取り上げる。

租庸調とは、飛鳥時代中期の646年に出された「改新の詔」に記載されている、国民に課された租税制度のことをいう。この制度は当時の孝徳天皇が中国の唐の律令国家を参考にして作った。



租庸調が導入された背景と目的

663年、日本・高句麗連合軍と唐・新羅連合軍との間で発生した「白村江の戦い」で大敗を喫した日本は、朝鮮半島での影響力を失った。その後、高句麗は668年に滅亡、新羅が朝鮮半島を統一したことで、日本は新羅から攻撃される恐れがあるため、対外防衛を強化する必要が生じた。また、奈良時代の東北地方は蝦夷（えみし）が治めており、朝廷の支配下となっていなかった。このように国内外の軍事費・防衛費が増加したため農民から税金を取る制度が必要だった。

国内では奈良時代以前から「初穂献納儀礼」という農耕儀式があり、農民は収穫した稲を神に捧げる初穂料が納められていた。朝廷はこれを利用し、初穂料を税金として徴収できないかと考え、農民から不満が出ないように、神に捧げるために初穂を朝廷に納めるように「租」という税金に転換していった。

さらに、大化の改新によって朝廷は豪族・蘇我氏の追放に成功し、「これからは豪族が力を持ちすぎないように、天皇・朝廷に権力が集中するようにする」と、唐の律令を模倣し、改新の詔では公地公民制とした。さらに、朝廷は人民を把握するために、6年ごとに戸籍を作り、その戸籍に基づいて税金を課す「租庸調」を始めた。

租庸調は土地・人民を把握する律令国家を目指し、国内外の軍事力を増やすために設けられた税金だった。

租庸調の特徴

「租」とは、田一段につき二束二把の稲を納める税金で、男女ともに負担義務があった。収穫した稲は9月中旬から11月末までに納められ、不動米（災害時の予備米）を除いたものが国衙（こくが）に蓄えられ、地方政府の大きな財源となった。

「庸」とは、10日間の労役の代わりに代納物の布を納める税金である。庸布と呼ばれ二丈六尺（約7.9m）を納入することとされていた。庸は年齢により納入量の違いがあり、正丁（21～60歳）の納入を1とすると、次丁（61～65歳）は正丁の50%の納入とされていた。庸は男性のみに納入義務があった。

「調」は朝廷への服属の貢物であり、基本的には繊維製品を納める税であったが、地域の特産品での納入も認められていた。地域の特産品では特に、美濃国の絁（あしぎぬ）（絹製品）である美濃絁と、上総国（かずさのくに）の布（麻製品）である望陀布が有名であった。調も庸と同様に年齢により納入量の違いがあり、正丁を1とすると次丁は正丁の50%、少丁（17～20歳）は正丁の25%の納入とされていた。調も男性のみの納入義務となっていた。

その他の税金

同時期に課されていた税金として、「雑徭（ぞうよう）」がある。これは、年間60日間を上限に、国内の土木工事や国衙の雑用を行なう労役であった。庸調と同じく年齢により日数の違いがあり、正丁を1とすると次丁は正丁の50%、少丁は正丁の25%であった。

また、正丁には「兵役」もあった。正丁の三分の一から選ばれ、常備軍（通常の兵隊）・防人（北九州の警備）・衛士（宮城の警備）に就かされた。常備軍は10日毎に交代で勤務し、庸・雑徭が免除されていた。防人は3年間の勤務、衛士は1年間の勤務となり、ともに庸・調・雑徭が免除されていた。

さらに、戸（家族）ごとに課されていた税金として「出挙（すいこ）」というものもあった。春に稲や粟を農民に貸し付け、秋の収穫の際に利息付で返済してもらうというものだった。当初は救貧政策として行なわれていたが、利息を収入にしようとした国衙により強制的な貸し付けへと変質していき、貸付利息は5割にもなった。

	地方政府（国衙）へ			中央政府（都）へ	
物	租	公出挙	義倉	庸	調
	1段につき2束2把（収穫の3%）	稲の強制貸付→利息5割	飢饉に備え粟などを貯蔵	麻布2丈6尺（歳役のかわり）	特産物
				運脚：都に庸・調を運ぶ	
労役	雑徭			歳役	
	国衙で労役（年60日以下）			10日（全国から）（土木工事）	
兵役	軍団	衛士	防人	正丁3、4人に1人 食糧や武器、交通費などは自費	
	各地で10日	都で1年	九州で3年		

重い、から → 浮浪（所在確認）　逃亡（所在不明）　偽籍　などの増加

租庸調の影響

租庸調等の税金は農民にとって重い税金であったため、税金を納めず土地を捨てて逃げ出す農民が急増した。

その他、税負担を逃れる方法として「偽籍」があった。庸と調は男性のみの納入義務だったため、男性にもかかわらず、「女性」と虚偽の戸籍申告をする人が出てきた。また僧侶は庸、調、雑徭が免除されていたことから、正式な手続きをとらずに僧侶となり（私度僧）、税負担を逃れる人もいた。

負担軽減の措置

税負担を逃れる人が増えたため、795年には雑徭の労役日数を半減し、それ以降は年30日と負担を軽減した。改新の詔が出された当初、6歳になれば支給されていた口分田（くぶんでん）も、本人の死後は朝廷へ返還しなければならず、売買も禁止されていた。しかし、逃げ出した農民が増え、耕作されずに荒れた田が増加したため、722年に口分田の不足を補うため「百万町歩開墾計画」により開墾を推奨、翌723年には「三世一身法（さんぜいっしんのほう）」が制定され、新たに開墾した土地は3世（子・孫・ひ孫）の間、私有する事が認められるようになった。さらに、743年に「墾田永年私財法（こんでんえいねんしざいほう）」により、開墾した土地の永久の私有が認められた。

これらの政策の結果、すべての土地と人民を朝廷のものとしてきた公地公民制を崩壊することとなった。

昔も今も収税の大きな理由の一つが軍事費というのは考えさせられる。

言芸提文

~投稿歓迎~

・観戦で 感染拡大 われ関せず （さすがっす）

・アメリカの 次はバッハに 尻尾ふり （怒りのブドウ球菌）

「感染増は五輪とは無関係」と言い続け、その行きつく先の総理職の投げ出しに唖然です。アメリカやバッハに尻尾を振るのは、ただただ政権維持のためだった？その事で国民を犠牲にしている事には気が付かないのでしょうか？

関西生コン関連労働組合連合会

全日本建設運輸連帯労働組合
関西地区生コン支部
執行委員長　武 建一
〒550－0021
大阪市西区川口2-4-28
TEL06-6583-5546
FAX06-6582-6547

全日本港湾労働組合
関西地方 大阪支部
執行委員長　小林勝彦
〒552－0021
大阪市港区築港1-12-27
TEL06-6575-3131
FAX06-6575-3134

Kinbara
近畿バラセメント輸送協同組合
近畿圏のセメント輸送ネットワークで
安全・効率化に貢献します。
Kinbaraは安心のマーク
理事長 毛屋和重

映画『棘2』各地上映会で大反響



立場が弱いとされる生コン業従事者の組合をつくり、労働争議などを行なってきた全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（関生支部）の武建一執行委員長を追った映画「棘2」は、全国各地で上映会が催され大きな反響を呼んでいる。

なぜ労働組合が弾圧を受けなければならないのか。映画「棘2」はそのからくりに正面から迫る。

8月14日、東京しごとセンター（東京都千代田区）で、「8・14東京『棘2』上映会」が行なわれた（主催：関西生コン労働組合の弾圧を許さない東京の会）。

当日は朝からのあいにくの雨にもかかわらず、会場には多くの人が来場。関生弾圧への関心の高さがうかがわれた。コロナ対策として普段の半数150席に制限された会場は、ほぼ満席であった。

会の冒頭、国鉄千葉動力車労働組合の中村仁・書記次長が挨拶。映画の上映運動展開の話と併せて、「棘2」を1985年国鉄分割・民営化反対ストライキを描いた記録映画「俺たちは鉄路に生きる」（宮島芳勇・監督）と並べて絶賛した。そして11月7日に日比谷野外音楽堂（東京都千代田区）で行なわれる「11・7日比谷野音 全国労働者総決起集会」への参加を呼び掛けた。

◆

上映終了後の閉会挨拶で、「関西生コン労働組合の弾圧を許さない東京の会」の吉本伸幸・事務局長は「東京全域に『棘2』上映会運動をおこしていこう」と決意を表し、上映会は終了となった。

10月以降の「棘2」上映予定

●関生支援東京北部の会上映会（仮称）
日時　10月1日（金）18：00上映
会場　板橋区立グリーンホール

●映画「棘2」上映会&広島労働者集会
日時　10月9日（土）14：00上映
会場　広島市東区民文化センター

●映画「棘2」埼玉上映会
日時　10月9日（土）13：30上映
会場　埼玉会館小ホール

●映画「棘2」中野上映会
日時　10月9日（土）18：30上映
会場　なかのZERO

●「棘2」多摩連帯ユニオン上映会
日時　10月16日（土）14：00上映
会場　都立多摩図書館

●関生弾圧を考える神奈川の会上映会（予定）
日時　10月16日（土）14：00上映
詳細未定

●関生支部を支援する北海道の会上映会
日時　10月17日（日）13：30上映
会場　北海道高等学校職員センター

●ドキュメンタリー「棘2」上映会
日時　10月17日（日）14：00上映
会場　堺市総合福祉会館

各地詳細はニライカナイ塾ホームページを参照

憲法28条（労働3権）の破壊　警察・検察の暴挙
関ナマ　大津・湖東協組事件　裁判
労組つぶしは許さない「勝手連しが」　大津地裁



9月13日

本人証言　被告人Y氏。担当の弁護士の問いかけに、Y証人が答える形がとられた。

Y氏：「F事件、S事件など、3回起訴されています。しかし、自分は正当な組合活動をしているという信念がありました」。

3回起訴され、「組合をやめろ」と取り調べの刑事や検事に言われた。

「H事件の裁判では、コンプラ活動は合法と裁判所に認められています。だから西澤刑事や、横検事に『組合をやめる時期では』と繰り返し言われたが、動揺はしなかった」。

工事現場での法令順守（コンプライアンス）キャンペーンの様子が、法廷内で動画として公開される。納入トラックに正規の車検証がなかったとか、助手席のカーテンが視界を遮っていたことなどに注意したシーンは、何度も繰り返されてきたので省略します。

新任・三輪検事の反対尋問が続いたが、これは要領を得ず省略。

立ち会い斎藤検事の尋問も核心に触れるものではなかった。

大西裁判長：コンプラ現場の行き先は、朝の意思統一でK氏に告げられた？コンプラ活動と産業政策（利害活動）のつながり、証人の理解は？

Y氏：コンプラ活動は工事現場の法令順守を徹底すること。それが現場労働者の安心・安全にもつながる。それが私の信念です。

大西裁判長：法令違反の勉強は？

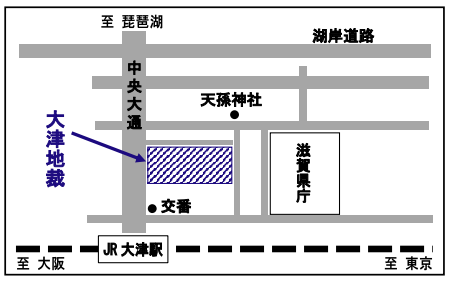
Y氏：現場でKに教えられました。関ナマの労働運動は、正規の労組活動です。公正な裁判、判決を望みます。

■公判後の報告

担当弁護士：Y証人のコンプラ活動に関する持論は、ブレがありません。（大西裁判長は、来年3月で交代との見通しですが）4月以降も証言は続きます。判決は次の裁判長でということになりそうです。

●関ナマ事件 次回公判
9月27日 10時～17時
大津地裁 別館21号法廷

☆傍聴（抽選）の手続きは、別館入り口で開廷の1時間前になっています。



連帯ユニオン 関西生コン支部・事件
大津地裁 公判傍聴記《番外編》



先日、大阪で「労働組合運動の弾圧をはねのける討論会」（主催・反弾圧実行委 大阪）があった。

7月3日、大阪地裁の判決（佐藤卓生・裁判長）について、産業別労働運動に関する議論はさらに深められた。

全港湾大阪支部の報告では、70年代には「違法性はない」という判決だった。それが45年後の大阪地裁で覆された。これは大きな問題だ。

この裁判では、一部裁判官の「労働法は不勉強でして」のトンデモ発言が物議をかもした。が、今回の判決、裁判長は労働法を知らないのではなく、無視したのではないか。労働法に照らしていれば、無罪判決しか書けないからという弁護士の告発があった。

いずれにせよ、憲法28条（労働3権）に関する命題は、最高裁の判決を待たねばならないだろう。

ついでながら、F事件（恐喝未遂）に関しては、今、進行中の大津地裁（大西直樹・裁判長）の判決を待たないと決着はつかない。

武委員長のT生コン事件は、当然のように無罪の判決。この容疑をでっち上げたのは、滋賀県警という事実を、私たちは忘れてはならない。

アンケート ご協力のお願い

平素、『提言』読者の皆様にはお世話になり、厚く御礼申し上げます。

『提言』編集部では、よりよい紙面づくりのために広く読者の声をお聞きしたいと考えております。つきましてはご多忙の事とは存じますが、皆様にアンケートのご協力の程お願い申し上げます。

ご回答いただけます場合は、同封のアンケート用紙に記入の上、ファクシミリでお寄せください。

返信いただくか、もしくはホームページのアンケート記入フォームからご回答をお願いします。

（http://www.kumiaisouken.com/questionnaire/questionnaire.html）

ホームページからのご回答はこちらから